

## ヒグマに注意！

ヒグマによる人身被害は、春と秋に多く発生しています。  
山菜やキノコ採りの際に被害に遭いやすくなっておりますのでご注意ください。

### ■被害を防止するために

- \* 一人で野山に入らない
- \* 野山では鈴などで音を出しながら歩く
- \* 薄暗いときには行動しない
- \* フンや足跡を見たらすぐに引き返す
- \* 食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- \* 事前にヒグマの出没情報を確認する

◎問い合わせ先 経済課農林係 (内線 224・225)



## 国民健康保険からのお知らせ

地方税法の改正に伴い、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、令和4年度より国民健康保険税(医療給付費分、後期高齢者支援分)の課税限度額が変わります。

### ■課税限度額の改正

課税限度額の引き上げを行います。税率の変更はありません。

#### 【改正前】

令和3年度まで	
医療給付費分	630,000円
後期高齢者支援分	190,000円
介護納付金分	170,000円
計	990,000円

#### 【改正後】

令和4年度から	
医療給付費分	650,000円
後期高齢者支援分	200,000円
介護納付金分	170,000円(変更なし)
計	1,020,000円

※介護納付金分は40歳から65歳未満の方のみ課税されます。

◎問い合わせ先 保健福祉課保険係 (内線 271・287)、財政課税務係 (内線 216・217)

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～窓口負担割合の見直しについて～

一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります。

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

### ■窓口負担割合が2割となる方は、以下の項目にすべて該当する方です。

- \* 住民税課税世帯で、3割負担(現役並み所得者)ではない。
- \* 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる。
- \* 年金収入+その他の合計所得金額が、被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上  
被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

### ■見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

◎問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
小平町保健福祉課保険係 (内線 271・287)